

羽曳野市本庁舎建替整備に関する意見聴取会の傍聴にかかる取扱要領

1 趣旨

羽曳野市本庁舎建替整備に関する意見聴取会（以下「聴取会」という。）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

2 聴取会の公開

聴取会は、原則として公開により行うものとする。なお、聴取会の座長（以下「座長」という。）は、特に必要と認めるときは、傍聴を制限することができる。

3 傍聴の手続き

- (1) 聴取会を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、事前に自己の住所及び氏名等を記載した「羽曳野市本庁舎建替整備に関する意見聴取会傍聴人受付簿」を提出するものとする。
- (2) 傍聴の定員は、会場の都合により、事務局がその定員の数を決定する。
- (3) 傍聴の受付は、聴取会の開催時刻までに行うものとする。なお、傍聴を希望する者が定員を上回った場合は、先着順により受け付けるものとする。

4 傍聴席に入ることができない者

- (1) 意見聴取会の進行を妨害し、又は他者に迷惑を及ぼすと認められる者は、傍聴席に入ることができない。
- (2) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、保護者又は監督者が付き添う場合は、この限りでない。

5 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛に傍聴し、みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 発言を求めたり、聴取会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したりしないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 写真・ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- (5) その他聴取会の進行を妨げるような行為をしないこと。

6 座長の指示の遵守

傍聴人は、すべて座長の指示に従わなければならない。

7 退場

傍聴人は、次の場合においては、速やかに退場しなければならない。

- (1) 傍聴を禁止したとき。
- (2) 退場を命ぜられたとき。
- (3) 聴取会を非公開とする決定があったとき。

8 違反に対する措置

座長は、傍聴人がこの要領に違反したと認めるときは、当該違反行為を止めるよう命じ、又は傍聴人に退場を命じることができる。

9 資料の取扱い

意見聴取会で委員に配付する資料のうち、傍聴人への配付については、座長が決定する。

10 補則

この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

羽曳野市本庁舎建替整備に関する意見聴取会傍聴人受付簿

羽曳野市本庁舎建替整備に関する意見聴取会を傍聴します。

なお、傍聴にあたっては、「羽曳野市本庁舎建替整備に関する意見聴取会の傍聴にかかる取扱要領」の定めに従い、退場を命ぜられた場合は、直ちに退場します。

住 所 ※必須	
氏 名 ※必須	
傍聴日 ※必須	令和 年 月 日 ()
報道機関・団体名	

【傍聴人の遵守事項】

傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛に傍聴し、みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 発言を求めたり、聴取会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したりしないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 写真・ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- (5) その他聴取会の進行を妨げるような行為をしないこと。